

47FA 公益目的事業等活動支援金 交付要項
(2014 年度版)

01. 趣 旨

本要項は、登録料還付金やプレジデント・ミッション毎の各種支援制度助成金など、これまでは個別に交付していた補助金を、JFA 登録料収入の 50%を目安に、47 の都道府県サッカー協会（以下「47FA」という）に対して、「47FA 公益目的事業等活動支援金」（以下「47FA 支援金」という）として包括的に交付するため、必要な事項を定めるものである。

02. 目 的

「47FA 支援金」は、主に、スポーツサッカーの各年代層・カテゴリーの競技会や幅ひろい指導普及事業等を実施することで、国民のスポーツへの広い理解と関心を高め、児童または青少年の健全な育成を促進し、より良い社会の形成を促進し、また、地域社会の健全な発展を助け、スポーツサッカーを通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することなどを目的とした、47FA が行う各種公益目的事業等に対して、その活動支援金を交付するものである。

03. 期 間

本要項は 2014 年度から 2015 年度までの 47FA 支援金の交付について定める。なお、本支援金で示す「年度」とは、当該年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日である。

04. 財 源

47FA に対して交付する「47FA 支援金」の財源は、交付される年度の前年度に、交付される前々年度の JFA 登録料収入の 50%を目安とし、その限度総額を決定するものとする。なお、年度毎の限度総額の各 47FA への交付方法は別に定めるとおりとし、JFA 理事会の議を経て、年度毎に決定する。

05. 支援対象となる事業等

「47FA 支援金」の対象となる事業（以下「支援対象事業」という）及び支援の対象となる経費（以下「支援対象経費」という）は、47FA が実施する表 1 に定める事業とし、支援金の額は、支援対象経費の総額を限度に、定額とする。また、2014 年度の「47FA 支援金」の支援対象となる事業は、2014 年 4 月から 2015 年 3 月までに実施される事業とする。

06. 「47FA 支援金」の支出配分

各 47FA に交付される「47FA 支援金」の年度毎の支出は、内示された「47FA 支援金限度額」内の金額において、原則として、以下の全ての事項に当てはまるように配分すること。

- 1) 各 47FA に交付される「47FA 支援金」の年度総額のうち、総額の 70%以上の金額を、交付金が支払われた年度内に、表 1 に記載のとおり、「1) 公益目的事業」の実施に係る直接経費として支出しなければならない。なお、その支出配分は 47FA の自主裁量にゆだねられる。
- 2) 前号の「公益目的事業」支出のうち、原則として、総額の 30%以上の金額を、事業細目「ミッション関連事業」の実施に係る直接経費として支出しなければならない。なお、JFA は、「エリート養成システムの確立事業」及び「リーグ戦の推進と競技会の整備・充実事業」に関しては、別途、当該「47FA 支援金」の枠組み以外の助成も行う。
- 3) 各 47FA に交付される「47FA 支援金」の年度総額のうち、総額の 30%以下の金額を、交付金が支払われた年度内に、表 1 で定める「2) その他の事業」の実施に係る直接経費及び間接経費（人件費等の一般管理費）として支出することができる。

表1. 支援対象事業／支出配分／支援対象経費（2014年度版）

支援対象事業			支出割合		支援対象経費
大区分	中区分	小区分（事業細目名）	中区分	大区分	
1) 公益 目的事業	①ミッション関連事業	M1.JFA メンバーシップ制度の推進事業	30% 以上	70% 以上	事業の実施に 係る直接経費 ※注1
		M2.JFA グリーンプロジェクトの推進事業			
		M3.JFA キッズプログラムの推進事業			
		M4.中学生年代の環境充実事業			
		M5.エリート養成システムの確立事業			
		M6.女子サッカーの活動推進事業			
		M7.フットサルの普及推進事業			
		M8.リーグ戦の推進と競技会の整備・充実事業			
		M9.地域／都道府県協会の活性化事業			
		M10.中長期展望に立った方針策定と提言事業			
		M11.スポーツマネジメントの強化事業			
	②都道府県代表関連事業	各種都道府県代表事業	-		
		スカウティング事業			
	③競技会開催事業	都道府県内競技会	-		
		国際競技会			
	④指導・普及事業	トレーニングセンター事業	-		
		リーグ推進事業			
		指導者養成事業			
		女子育成事業			
		医事関連事業			
		審判関連事業			
フェスティバル開催事業					
広報事業					
⑤社会貢献事業	社会貢献事業	-			
⑥その他公益目的事業	その他公益目的事業	-			
2) その他 の事業	①施設賃貸等事業	施設賃貸維持管理事業	-	30% 以下	事業の実施に 係る直接経費 及び間接経費 (人件費等の 一般管理費)
	②登録管理事業	登録管理事業	-		
	③その他の事業		-		

※注1：支援対象経費の詳細は別表「公益目的事業における支援対象経費について」（6頁）に定めるとおりとする。

07. 申請・支払・報告手続き

1) 「47FA 支援金」限度額の内示

2014年度の「47FA 支援金」の額は、別に定める配分方法に基づき算出し、JFA 理事会の議を経て、2013年9月に内示する。

2) 申請

2014年度の支援金の申請にあたっては、内示された「47FA 支援金限度額」内の金額において、別紙様式1に基づき、「47FA 支援金交付申請書」を提出すること。

2014年度申請締め切り：2013年12月20日（金）

3) 申請内容の審査・決定

申請書の提出を受けて、JFA はその内容を審査し、必要な場合はヒアリング調査等を行う。また、JFA は基本交付金の使用方法や配分割合等について、指導する場合がある。なお、支援金額の決定は、JFA 理事会の議を経るものとする。

4) 支援金の入金

支援金は、JFA 理事会の議を経た後、3か月以内に入金されるものとする。

5) 実績報告

支援対象事業の実績報告は次のとおりとする。

【①支援金使途報告書の提出】

■随時報告

期日：随時

内容：支援対象経費の支出が既に支援金充当予定額を上回った事業について、その使途報告書

提出：事業細目別 支援金使途報告書（様式は別に定める）

■第1期報告（中間報告1回目）

期日：2014年9月30日（火）必着

内容：全ての支援対象事業における、2014年4月1日から8月末日までに支出した分の使途報告書

※随時報告にて、既に使途報告が完了した事業分は不要。

提出：事業細目別 支援金使途報告書（様式は別に定める）

■第2期報告（中間報告2回目）

期日：2014年12月24日（水）必着

内容：全ての支援対象事業における、2014年9月1日から11月末日までに支出した分の使途報告書

※2014年4月1日から8月末日までの領収書は対象外とする。

※随時報告、若しくは第1期報告（中間報告1回目）にて、既に使途報告が完了した事業分は不要。

提出：事業細目別 支援金使途報告書（様式は別に定める）

■第3期報告（最終報告）

期日：2015年4月24日（金）必着

内容：全ての支援対象事業について、2014年12月1日から2015年3月末日までに支出した分の使途報告書

※2014年4月1日から11月末日までの領収書は対象外とする。

※随時報告、若しくは第2期報告（中間報告2回目）にて、既に使途報告が完了した事業分は不要。

提出：事業細目別 支援金使途報告書（様式は別に定める）

【②活動報告書の提出】

■活動報告書

期日：2015年4月24日（金）※事業が終了した時点で随時提出することも認める。

内容：全ての支援対象事業についての活動報告書

提出：事業細目別 事業報告書／活動メニュー報告書（様式は別に定める）

6) 実績の審査・最終金額の確定

実績報告書の提出を受けて、JFAはその内容を審査し、原則として、支援金が交付された翌年の5月末までに、47FA 支援金額の最終確定を行う。申請時よりも対象事業が縮小して支援金が予定どおり、また本要項に定めるとおりに支出されていないなどの場合は、JFAは47FA 支援金の確定額が、交付決定額に対して、減額して確定する場合があるものとし、支援金の差額分を返金するものとする。また、実績報告書の提出遅れ等で、支出内容が確認できず、明確に確定額が出せない場合等は、翌年度

の支援金の減額等を行う場合がある。

08. 支援対象事業の実施

各 47FA は、支援金の交付の決定の内容（次号に基づき計画変更承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって支援対象事業を行わなければならない、支援金の他の用途への使用をしてはならない。

09. 計画の変更

各 47FA は、支援対象経費の額を変更しようとするとき、または支援事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を、原則として当該事業開始の 1 か月前までに JFA に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、支援金の交付を受けた年度内における事業実施期間を変更する場合、もしくは、支援金の交付決定額に影響を及ぼさない範囲内で、事業細目ごとの配分額を支援金総額の 10%以内で変更する場合については、この限りではない。

10. 調査等

JFA は、支援金の執行の適正を期するために必要と認めるときは、各 FA もしくは各 FA が行う事業に協力する者に対し報告をさせ、またはその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対し質問することがある。

11. 支援金の経理

各 FA は、支援対象経費の支出を証する書類を整理して収支簿とともに、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了日の翌日から 7 年間保存しなくてはならない。

12. その他

この要項に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。この要項の改正は JFA 理事会の決議に基づき、これを行う。

附則 この要項は、2013 年 9 月 12 日から施行する。